

おおふな

2025年5月24日 No.86

発行者：小林洋一 編集：情宣部

JR東労組 大船支部

怒り 組合活動を著しく制限させる支部委員長の異動は 組合活動の妨害であり不当労働行為だ！！

会社は大船支部小林執行委員長に対して、現勤務箇所である鎌倉車両センターからの異動を打診してきました。小林委員長は現職場での業務を一貫して希望しており、何よりも異動によって組合活動に大きな支障が出ることは明白で、明らかな不当労働行為です！！神奈川県のHPにも以下のように記載されています。

神奈川県（かながわ労働センター） 労働問題対処ノウハウ集より

（中略）組合役員で転勤によって労働組合活動が著しく制限を受ける時は、不当労働行為に当たるとして、（異動が）『無効』になります。

さらに異動が打診された際には・・・

①屋外で異動の打診を受ける

②あまりにも酷い異動理由

ステップアップの為に異動させる。

中原支所に行っても

ステップアップしない

棒連結器の割ピンを割るのが早いと聞いている。
今の若い子はそれもできない。新しい職場で若い
子に教えてほしい。

小林委員長

管理者

組合員の声

- ◆大事な異動の話を屋外でするの！？◆人の人生を一体何だと思っ
ているのか！？◆中原支所で一生懸命頑張っている人に失礼だ！！
- ◆丁寧さのかけらもない。◆異動によって経験者が減り、技術継承が心
配・・・◆若い子に教えるのが割ピンって・・・そんな理由で異動？？



丁寧さのかけらもない、労組破壊としか言えない異動は絶対に許さない！！
会社は即座に撤回すべきだ！！